

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- 港湾施設の供用開始……………（同）…
- 平成十三年東京消防庁告示第二号（東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示）の一部改正……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の合併の認証申請……………（同）…

### 公告

- 平成十三年東京消防庁告示第二号（東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示）の一部改正……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の合併の認証申請……………（同）…

## 告示

- 土地区画整理組合の理事の就任……………
- ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 平成二十八年技能検定の前期実施……………
- ……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…
- 平成二十八年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施……………（同）…

### ●東京都告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第二十五号一之江境川緑地
- 三 事業施行期間 平成二十八年三月三日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区一之江五丁目地内 使用の部分 なし

### ●東京都告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 公聴会を行う日時 平成二十八年三月十一日（金曜日）午後二時三十分から
  - 二 公聴会を行う場所 南部地域センター 一階ホール 狛江市猪方四丁目十一番一号
  - 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係（東京都立川合同庁舎二階） 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二（五四八）二〇五六
  - 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
- |      |                |
|------|----------------|
| 建築主住 | 狛江市和泉本町一丁目一番五号 |
| 所氏名  | 狛江市            |
| 建築敷地 | 狛江市猪方二丁目六九五の六  |
| 地域地区 | 第一種低層住居専用地域等   |
- |          |            |
|----------|------------|
| 工事種別及び用途 | 新築         |
| 敷地面積     | 二百平方メートル   |
| 建築面積     | 約五十九平方メートル |
| 延べ面積     | 約百平方メートル   |
| 構造及び階数   | 鉄骨造 地上二階   |
- 申請の概要

高さ 七・四九五メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第三百十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

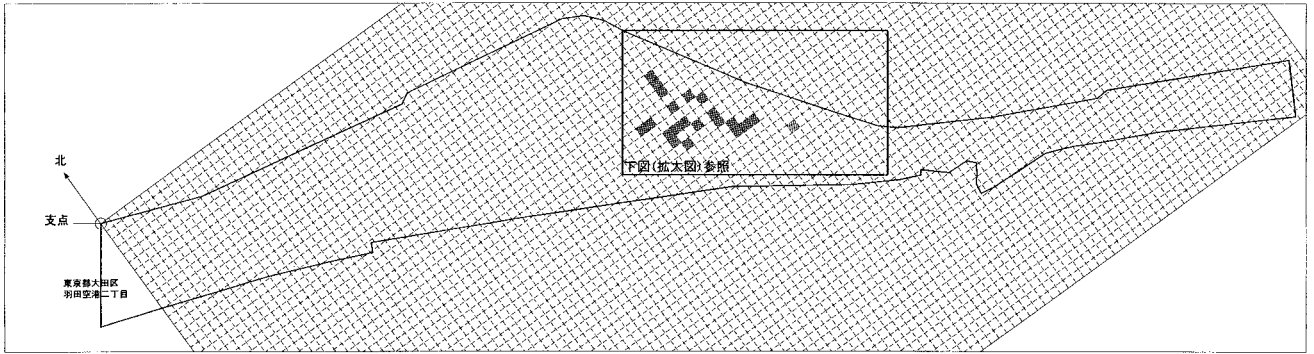
平成二十八年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

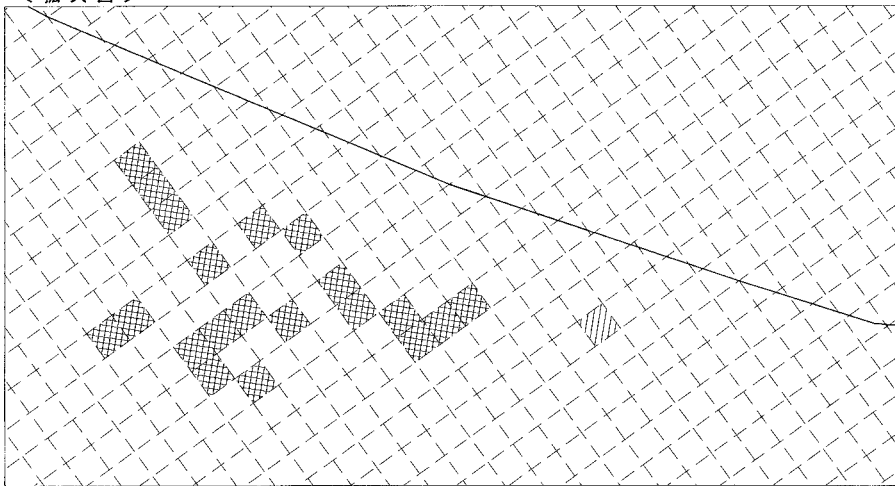
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空  
港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



< 拡大図 >



- 【凡例】
- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ この告示で指定する形質変更時要届出区域
- ▩ 平成27年度東京都告示第866号で指定した形質変更時要届出区域

【支点】  
支点は、東京都大田区羽田空港二丁目地内の「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づく第2ゾーン内の施設整備における事業対象地の最北端とする。(X=50345.804 Y=6725.430)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百十三号

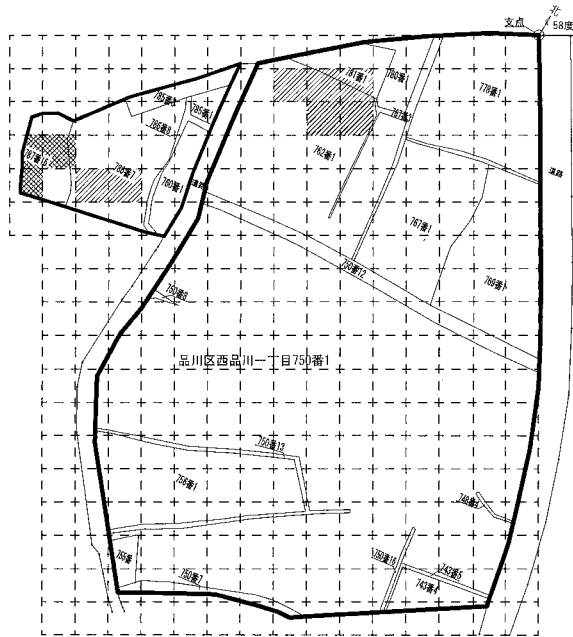
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西品川一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】  
支点は、品川区西品川一丁目778番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
	敷地境界線
	単位区画境界線
	筆境界線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第三百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第五百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 舛 添 要 一

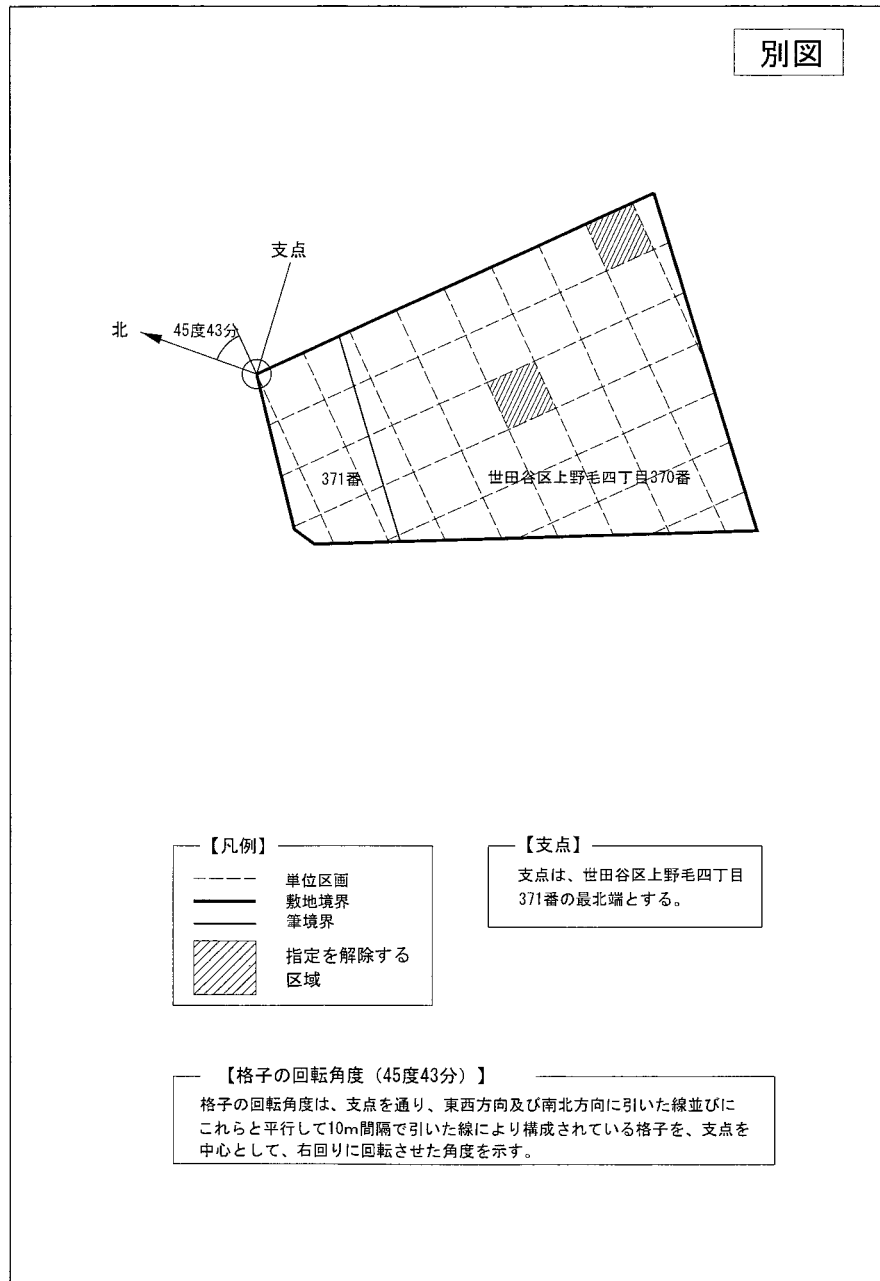
一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区上野毛四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第三百十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三日

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二四九、二六三、四六二・二六二・一〇平方メートル	江東区青海三丁目地先	平成二十八年三月四日	
		一〇平方メートル	中央防波堤内側	平成二十八年三月四日	

●東京都告示第三百十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成二十八年三月三日

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
岸壁	中央防波堤内側内留ふ頭岸壁(X4)	延長二三〇・〇メートル	江東区青海三丁目地先	平成二十八年三月四日
		水深A.P.(-)九・〇メートル	先中央防波堤内側	
同右	中央防波堤内側内留ふ頭岸壁(X5)	延長二三〇・〇メートル	同右	同右
		水深A.P.水深A.P.		

同右	品川外貿岸壁	(-)九・〇メートル	品川区東品川五丁目一番	同右
----	--------	------------	-------------	----

同右	品川外貿さん橋	延長三四六・八メートル	品川区東品川五丁目	同右
----	---------	-------------	-----------	----

同右	同右	延長三五・〇メートル	同右	同右
----	----	------------	----	----

同右	同右	延長二二〇・〇メートル	江東区青海三丁目地先	同右
----	----	-------------	------------	----

同右	同右	延長三三〇・〇メートル	江東区青海三丁目四番	同右
----	----	-------------	------------	----

同右	同右	延長三五〇・〇メートル	江東区青海三丁目地先	同右
----	----	-------------	------------	----

告 示 (消)

●東京消防庁告示第5号  
東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示(平成13年4月東京消防庁告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月3日

東京消防庁

消防総監 高橋 淳

第5項第2号中「一般電気事業」を「小売供給を行う事業」に改め、「施設」の次に「(同項に規定する一般送配電事業及び当該一般送配電事業を営む者と密接な関連を有する者が営む事業に係るものに限る。)」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月三日

東京都知事

申請のあった年月日

平成二十八年二月九日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すくすくラボWINNSー生涯発達支援

代表者の氏名

和氣 洋美

主たる事務所の所在地

東京都大田区南馬込一丁目三十三番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの健全育成を中心に生涯発達を支援することを目的とする。子どもの発達理解および障害・加齢の理解に関する心理学的研究活動と実践的な生涯発達支援活動から構成され、専門家によるこれまでの支援経験に加えて、研究成果を踏まえた生涯発達支援を通じて、各世代のQOL (Quality of Life) の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難民自立支援機構

三 代表者の氏名

滝澤 三郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目三番十八号 コカドビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本社会が真の意味で、難民の人たちを受け入れ、難民の人たちの自助努力を支援しつつ、人道支援、人間の安全保障における国際社会の模範となるよう民間の力を活用し、活動を広げることにより日本社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパンドリーム

三 代表者の氏名

小金澤 昇司

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区市谷八幡町十三番地 東京洋服会館四階A室

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども達、高齢者を初めとした一般市民に対して、演歌を中心とした音楽の普及振興活動、音楽による各種の交流活動、被災地などの国内外の地域への支援及び環境改善活動を行うことにより、音楽文化の振興と皆が音楽に親しむ明るく豊かな社会の実現及び国際的な相互理解の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ファーストステップ

三 代表者の氏名

名古屋 一

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市染地三丁目一番地九四六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害者を対象として、就労及び地域生活の支援に関する事業を行い、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように

創意工夫することで、障害者個人の尊厳を保持しつつ、地域生活において自立した生活を営むことができるよう支援し、社会参画の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人一の会

三 代表者の氏名

大野 一道

四 主たる事務所の所在地

東京都羽村市五ノ神四丁目十一番地七

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般社会に呼び掛け、心身解放の修煉と、「学」学術的な探求と、「美」審美の体感を究めて、自然と人間が自ずと調和する人間本来の在り様「一」を体現し得る人材の育成を達成して、現実社会を構成する総てのジャンルが全体と調和的に連動し、部分としての役割を正しく機能する新しい時代の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人H S A JAPAN

三 代表者の氏名

河 雄太 (河本 雄太)

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区元代々木町十番七号 五月ビル二階二〇 一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害の有無を問わず、老若男女に関わらずすべての人々が安全にスポーツを享受するための自立型のスポーツクラブであり、主にスキューバダイビングを通して、社会全体の活性化と健全化を図るとともに公益の生涯スポーツの増進、社会全体のバリアフリー化及びクオリティー・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マンションなんでも相談所</p> <p>三 代表者の氏名 福田 秀樹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区高島平七丁目一番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、中古マンションの維持保全、管理改善、住環境の整備、諸問題等につき相談を受け、各分野の専門家ともタイアップして解決を図るとともに、マンションの資産価値の向上ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 平成二十八年二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人街のお助け隊コンサルージュ</p> <p>三 代表者の氏名 青木 弘道</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区中延三丁目七番九号 白鳳荘一〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢社会に伴う日常生活の不自由さに対する支援助と高齢者の生きがいづくりの場を提供することを目的とする。また、高齢者の商店街買物を促し、商店街活性化への助言と提言を目的とする。 このシステム(有償ボランティア)を各地に普及させるため、その任に携わる責任者養成を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本アクティブ・セル・サポート</p> <p>三 代表者の氏名 諸橋 直子(宍伊 布三子)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区上原一丁目十八番七号 第五大貫ビル二〇四号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、心身の疾患を予防、改善、解消する方法として、ヨガを基に開発した柔</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 軟運動、呼吸法、生活習慣等を指導し、健康を作るための自助努力をサポートする活動を行い、この方法(アクティブ・セル・サポート法)を普及することを通して人々の健康の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メトロ東京ホッケー&amp;アスリートクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 多氣 洋平</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区久が原四丁目七番十九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、ホッケーなどあまり認知が浸透していないスポーツとの出会い(普及活動)から生涯に渡ってスポーツを継続的に楽しめる環境整備(総合型地域スポーツクラブの運営)に関する事業を行い、市民へのスポーツを通じた健康の維持・増進と地域振興およびホッケーを軸としたマイノリティスポーツの普及・発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
---	---	---

特定非営利活動法人フリーディング・ジャパン

三 代表者の氏名

海老澤 敬子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区春日一丁目九番二十七―三〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、食育を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得する支援を行い、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スキルポート

三 代表者の氏名

千野 雅則

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区早稲田町七十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は全国の地域防災活動を支援する事業、社会的困難者を支援する事業、また各地域におけるボランティア活動をウェブによって支援する事業を通じて、地域防災活動の活性化、社会的困難者支援の活性化および一般の認知促進、多様なボランティア活動の活性化を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の合併の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第三十四条

第四項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証の

申請があったので、同条第五項において準用する同法第十

条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關す

る規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十八条に

おいて準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公

告する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク

三 代表者の氏名

藤間 英之

四 主たる事務所の所在地

東京都あきる野市油平九十八番地 第一中村ビル一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、地域および施設に居住する障害者および高齢者に対して、その人権を守り、地域生活の支援をとおして自立を図り、社会参加を促進する事業を行い、地域社会と地域の障害保健福祉および高齢者福祉の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十

九条第一項の規定により東村山市廻田町一丁目土地区画整

理組合理事長細田政雄から次に掲げる者が平成二十八年二月十五日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

氏 名 住 所

細田 政雄 東村山市廻田町四丁目九番地十

大久保 利秀 同 市廻田町一丁目八番地一

内野 廣子 武蔵村山市中藤五丁目四十番地の二

小嶋 千晴 東村山市野口町三丁目七番地十二

小山 美晴 同 市廻田町一丁目十一番地十一

平成二十八年年度技能検定前期実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十八年年度技能検定前期実施について、次のとおり公告する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、平成二十八年七月十七日(日曜日)に学科試験を行う三級職種につい



ては同年六月二日(木曜日)から同年八月十四日(日曜日)まで、その他の職種については同年六月二日(木曜日)から同年九月七日(水曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成二十八年七月十七日(日曜日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

平成二十八年八月二十一日(日曜日)に実施する職種

職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(木工塗装、建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄(高圧洗浄に係るものに限る。)

平成二十八年八月二十八日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び商品装飾展示

平成二十八年八月三十一日(水曜日)に実施する職種

職種

一級及び二級

写真(肖像写真デジタルに係るものに限る。)

平成二十八年九月四日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、鉄道車両製造・整備(内部装、配管装及び電気装に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、タイル張り、

熱絶縁施工、ウエルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、及びフラワー装飾

単一等級

溶射(防食溶射に係るものに限る。)、枠組壁建築及び路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事に係るものに限る。)

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

平成二十八年五月二十六日(木曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間

平成二十八年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。  
イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格

のある者は、(二)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万七千九百円 (在籍生が三級を受検する場合にあつては、一万一千九百円)

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査

二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、平成二十八年七月十七日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十六日(金曜日)に、その他の職種については同年九月三十日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示

スペースに掲示する。

また、東京都ホームページ内、T O K Y O はたらく ネット (<http://www.hatarakunet.tokyo.jp/>) に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番

三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二二一)二三三三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三三〇)四七二七

平成二十八年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十八年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施について、次のとおり公告する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 職種

(一) 随時三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽

極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

(二) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

注 随時三級の試験については、当該職種に係る基礎

一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 実施等級等  
技能検定は、前記の職種について随時三級、基礎一級及び基礎二級に区分し、学科試験及び実技試験によって行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

平成二十八年四月一日(金曜日)から平成二十九年三月三十一日(金曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断等試験(旧…要素試験)及び計画立案等作業試験(旧…ペーパーテスト)に係るものを除く。

四 受検申請の手續

(一) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 受付期間

随時受け付ける。ただし、東京都職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けない。

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万七千九百円(在校生が三級を受検する場合にあっては、一万九百円)

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあっては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

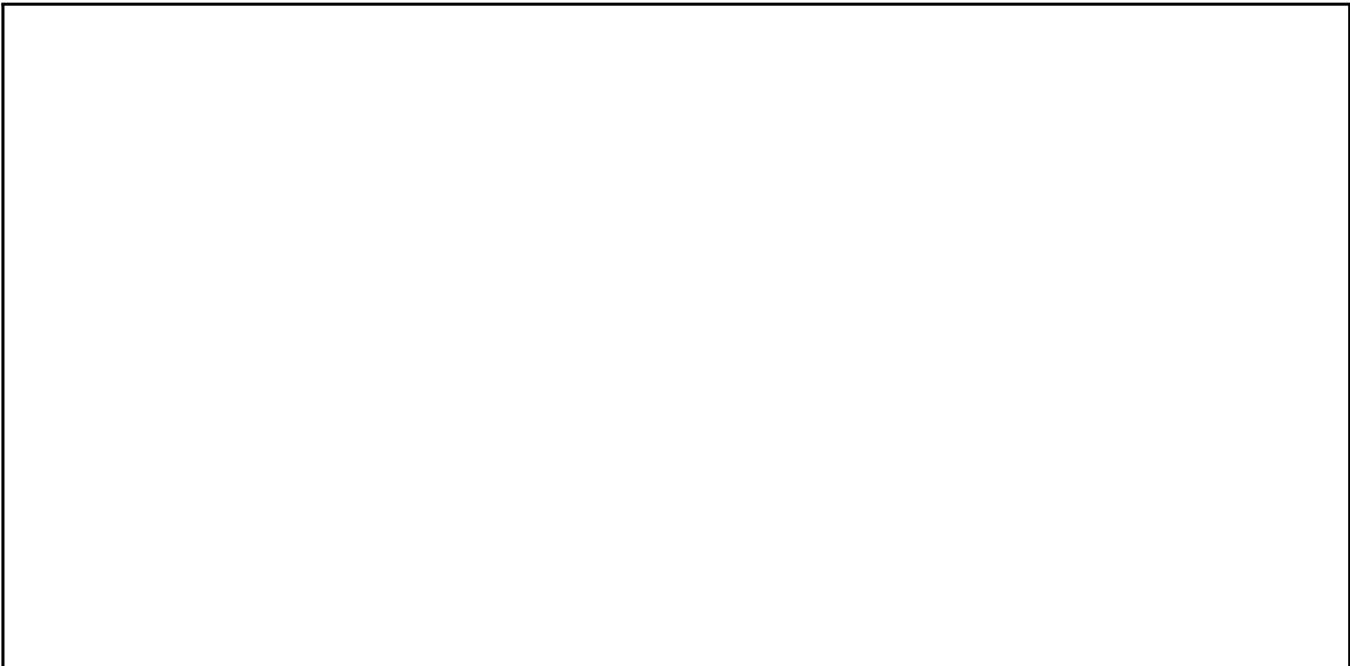
技能検定合格者には、東京都知事の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二一一)二三五三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001